

ホームレスの移動状況を通して見た生活保護制度

首都大学東京大学院 遠藤 康裕 (7278)

首都大学東京 岡部 卓 (1899)

キーワード：生活保護、ホームレス、自立支援

1. 研究目的

生活保護制度は第十九条二で居住地がない者、又は明らかでない者に対し現所在地保護を明記している。人の集まるターミナル駅などを抱える一部の自治体に現所在地保護が集中している状況がある。

ところで、いわゆる派遣村が象徴的に表していたように、労働者が失職するのと同時に住居を失う事態が問題とされた。その問題の本質は問題の発生した時期や場所にあるのではなく、不安定な労働形態とそれに伴う居所の不安定さにある。そうした不安定な就労に従事する者に対して制度的な支援が必要であるのは当然のことであるが、彼ら彼女らがどのような職種・労働形態を経て生活保護に至ったかを明らかにすることで生活保護制度の在り方について示唆を与えるものとする。

以上の問題関心について、A県下全域を対象としたホームレスの実態調査に参加する機会を得た。そこでは、昨年末に生活保護を受給したホームレスを対象に、これまでの生活歴や制度の利用について聞き取り調査を行った。その結果を通して彼ら彼女らがどのような経緯で生活保護に至ったのかを究明する。

2. 研究の視点および方法

本報告では、生活保護受給者を労働と居住の観点から捉えることを視点とする。研究方法は、A県下で行われた「社会的包摂システムにかかわる調査」(全数調査・詳細調査 研究代表者：岡部卓)に基づいて行う。調査対象は昨年12月に保護開始決定された世帯(「福祉事務所長が開始の決裁をした日」が上記期間内である世帯)のうち、保護申請時に居住地がないか、または明らかでない世帯から急迫による職権保護や医療扶助単給の場合など、世帯員の生活歴等の把握ができない世帯は除いたものである。調査方法は福祉事務所のCWによる聞き取りの方法をとった。調査項目は大きく世帯構成、これまでの生活状況、居住地・居所の移動状況、仕事と居住地・居所の状況、各時点における居住地・居所、仕事、収入、自治体への相談等の状況、現在の生活状況の6点に分けられる。計490名(回収率100%)からの回答が得られた。

3. 倫理的配慮

本報告は日本社会福祉学会の定める研究倫理指針に従って推進するものである。調査では生活保護ケースファイルから情報を抽出することから、生活保護業務の目的の範囲内を出ないよう、あくまでもA県下の生活保護プログラムの実施と改善を目的として実施している。ケースファイルより抽出した情報は個人や地域が特定されないよう匿名化し、集計・処理した。本研究では個人・世帯を特定する分析は行わないこととした。

4. 研究結果

世帯構成は1人世帯が最も多く95.1%を占めており、ついで2人世帯3.9%と続いている。また性別は男性が全体の89%を、女性が10.4%を占めている。また世帯主の年齢は60歳以上が34.1%、50歳代25.9%、40歳代20.4%、30歳代12.7%、10・20歳代5.9%となっている。

これまでに加入した社会保険制度を医療保険と年金保険に限定してみれば、医療保険制度の加入率が年金制度より多い。内訳は、医療保険制度では「国民健康保険」が最も多く59.0%、次いで「健康保険」29.4%などである。年金制度では、「国民年金」20.8%、「被用者年金」19.6%である。

居住地・居所については回答が多かった項目は「持ち家」は出生時には44.1%であったが、直近（最終）では5.9%、保護申請時は0.2%となっている。「民間賃貸住宅」は出生時の23.5%が直近（最終）では32.7%になり、その後低下している。これに対し、「公園」は、直近（最終）では2.2%であったが、直近の居住地喪失直後16.7%、その後管内転入直前では14.3%となり、保護申請時には21.8%に増加している。「社宅・寮」は、直近（最終）では12.7%であったが、直近の居住地喪失直後から数%に減少する。

居住地を失った理由（直近・最終）は、「失業による社宅等からの退去」が15.7%、「家賃滞納（計）」が13.9%、「親族・知人宅等からの退去」8.0%などである。

主な職種の推移をみると、「無職」は初職と最長職ではともに0.8%であるが、前職13.7%、直前職38.8%、保護申請時の職66.5%と増加している。また、「建設・土木」が、最長職、前職、直前職において最も多い職種となっている。

職業上の地位の推移をみると、初職と最長職では、「常用の従業員」がそれぞれ55.5%、44.5%を占めているが、前職になると16.5%、直前職では4.5%と減少している。「非常雇の従業員」と「日雇い」は最長職に比べ前職のほうが多くなっているが、直前職では再び減少している。これに対し、地位が「なし」の割合は、前職7.1%、直前職20.2%、保護申請時30.6%と増加している。

本報告では、以上の調査結果から、現在地保護で生活保護を適用されている者は労働の不安定性が居住の不安定性をもたらし、生活保護に至っていることが実証的に明らかとなっている。詳細は当日資料配布予定。